

J R東海労幹関西地「申」第17号
2018年12月26日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋 殿

J R東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「大阪交番検査車両所における年休の取扱い」に関する緊急申し入れ

12月25日、大阪交番車両所で「1月分の勤務」が発表されたが、2019年1月4日における年休の発給が、現場のA単・B単・C単務合わせて5名であり、このことについて現場管理者は、8名の社員に対して、いわゆる「時季変更権を行使」したことを明らかにした。しかし一方で、この1月4日に4名もの社員が「出張」を命じられており、現場社員からは「正月明けの年休申し込みが集中するこの日になぜ出張なのか」という声が上がっている。よって以下のように申し入れるので早急に労使協議の設定をすること。

記

1. 1月4日、8名の社員の年休請求に対して「時季変更権」を行使した理由を明らかにすること。
2. 労働基準法には「年休が時季変更できるのは業務の正常な運営を妨げる場合だけ」と定めているが、「出張」がなぜ「交番検査の業務に支障をきたす」のか具体的に明らかにすること。
3. 1月4日の「出張」を取りやめにし、その要員で年休を発給すること。

以 上